

◆申請書（様式）と登録証

TC制度に応募される方には、以下のような申請書を提出して頂いております。
また、TCとして名簿に登録された方には、登録証を発行して頂いております。

受付月日 年 月 日
受付番号 No

平成〇年〇月〇日

建設分野の施工専門技術協力者
Technical Cooperator (TC) 申請書

一般財団法人 先端建設技術センター
理事長 佐藤 直良 殿

申請者住所 〇〇市△△町1-1
氏名 先端 一郎

施工専門技術協力者(Technical Cooperator)として応募いたします。なお、添付書類の記載内容については、事実と相違無いことを誓約します。

記

1. 応募者の役職、専門分野、資格等に関する書面……様式-2
2. 実務経験の実績に関する書面……様式-3
3. 施工経験実績に関する書面……様式-4
4. 研究・開発経験実績に関する書面……様式-5

両方もしくは
いずれかを提出

以上

ACTEC 登録番号 000号
施工専門技術協力者登録証
(Technical Cooperator: TC)

専門分野 〇〇〇〇
氏名 先端 一郎
現住所 〇〇市△△町1-1

平成〇年〇月〇日
一般財団法人先端建設技術センター
理事長 佐藤 直良

公募要領・申請様式等は、
ホームページをご覧ください。
先端センター 検索
<http://www.actec.or.jp>

【様式-2】
申請者氏名、性別、生年月日、現住所、現勤務先、E-Mail、該当する専門分野、最終学歴、法令による資格・免許、土木学会等所属団体の委員歴証明写真

【様式-3】
勤務先（以前及び現在）
業務経験経歴書
従事した工事名、施工技術検討（又は研究・開発名）
従事した役職名及び従事期間

両方もしくは、いずれかを提出

【様式-4】
施工経験実績
工事件名、発注機関、施工場所、契約金額、工期、従事役職、従事機関、工事概要、特筆事項

【様式-5】
研究開発経験実績
研究開発テーマ名、研究開発期間、従事役職、従事期間、研究開発概要、特筆事項

TC制度

建設分野の施工専門技術協力者
(Technical Cooperator:TC)の特徴と活用



●問合せ先

一般財団法人 先端建設技術センター

ACTEC
<http://www.actec.or.jp>

(本部)
技術調査部 03-3942-3993 〒112-0012 東京都文京区大塚2-15-6 オーク音羽ビル4F

(地方センター)
中部センター 052-955-1755 〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-5-10 名古屋丸の内ビル3F
近畿センター 06-6966-0222 〒540-0012 大阪市中央区谷町2-7-4 谷町スリースリースビル7F

一般財団法人 先端建設技術センター
Advanced Construction Technology Center

◆背景

大規模で高度な土木構造物の建設や先進技術を取り入れた各種事業の実施に際し、施工方法の検討・選定が、コスト削減、品質の確保、施工の安全性等に多大な影響を与え、事業の実現可能性にも関わる重要な課題となっています。

従来の施工方法の検討は、工事発注者が自ら行うか、建設コンサルタントに委託して実施するのが一般的でしたが、施工計画、施工方法の検討には、数多くの施工実績を踏まえた専門的知識・経験が不可欠です。

そこで、(一財)先端建設技術センターでは、平成20年度に、「実現場に即した合理的・先進的な技術、安全・確実で、環境に配慮した施工技術の導入を支援」するために、建設業法における建設業に従事していない方で、施工に関する豊富な知識・経験を有する施工専門技術協力者(Technical Cooperator: TC)を公募し、実務経験(施工経験実績または研究・開発経験実績)に関する自己申告と面接により審査を行い、TCとして適合する方を登録して、高度な施工技術支援のニーズに的確に応える制度を創設しました。

施工計画・施工方法に現場の視点を

通常

発注者が自ら実施
建設コンサルタントに委託



現場での数多くの
施工実績を踏まえた
専門的知識・経験が
検討には**不可欠**



透明性を確保しつつ、
現場でのノウハウを
施工計画や施工方法に活用

豊富な経験・知識の活用

施工計画や施工方法の検討に現場での
豊富な経験や知識を活かしたい時



- 主に、建設業法における建設業に従事していない**OB**で構成
- 随時、適合する専門分野の方をTCに登録し、案件毎に適任者を選出

守秘義務の遵守

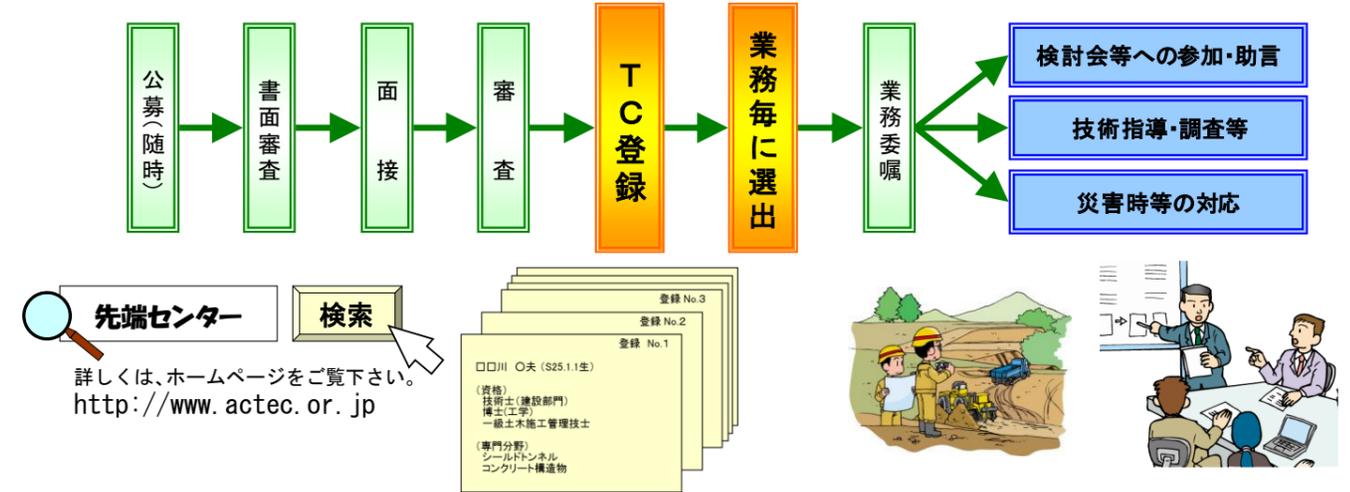
TCの方々には、業務遂行上知り得た秘密、内容及び成果を漏洩しないことを誓約頂いています



◆TCの公募要件と登録・活用の流れ

建設業法における建設業に現在従事していない方で、下記の何れかに該当する個人を要件としています。

- ①技術士(建設部門又は総合技術監理部門)、博士、または一級土木施工管理技士の資格を有し、かつ指導的な立場*で施工監理の経験を有する方
 - ②施工において指導的な立場*で施工監理の経験を10年以上有する方
 - ③先端建設技術センターの施工技術検討委員会等で、高度な施工技術検討の経験を有する方
 - ④大学や専門学校あるいは研究所において、土木施工に関し研究・開発の経験を有する方
- (※指導的な立場とは、主任技術者以上の従事役職)



◆TCの専門分野

応募者本人から提出された申請書の書面審査に加え、面接による経験実績の確認により、以下の分野を各TCの専門分野として登録します。

- | | | | |
|------------|--------------|---------|---------|
| ○山岳トンネル | ○シールドトンネル | ○沈埋トンネル | ○開削トンネル |
| ○コンクリート構造物 | ○鋼橋・鋼構造物 | ○PC橋 | ○海岸構造物 |
| ○河川堤防・河川護岸 | ○河川構造物(堰・水門) | ○ダム | ○土質基礎 |
| ○建設機械 | ○建設環境 | ○地質 | |

◆TC制度の特徴と活用例

TC名簿から、業務毎にニーズに適合した人材を選定し、指導・助言を受けながら業務を遂行することにより、透明性・公平性を確保しつつ、施工現場に即した技術、設計・施工計画・コスト削減等について包括的に勘案できる高度な技術を有している技術者の協力が得られます。

